

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 燃料小売業物質別集計表)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	471	6	6,611,780	6	8,300	0	6,603,480
1	80	キシレン	560	2	56,596,140	2	461,940	0	56,134,200
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	561	1	40,694,410	4	451,460	0	39,612,950
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	465	7	4,009,960	7	8,800	0	4,001,160
1	300	トルエン	494	3	137,129,350	1	610,600	0	136,518,750
1	305	鉛化合物	1	9	1,600	9	0	0	1,600
1	392	ノルマル-ヘキサン	491	4	42,749,530	3	194,730	0	42,554,800
1	400	ベンゼン	489	5	8,094,000	5	35,600	0	8,058,400
1	438	メチルナフタレン	10	8	124,600	8	21,000	0	103,600
		合計	—	—	296,011,370	—	1,792,430	0	293,588,940

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。